

社会福祉法人射水万葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給する。ただし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は次のとおりとする。

- (1) 報酬については、毎月26日とする。支払日が休日に当たるときは繰上げて支給する。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、業務の都度支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

1 評議員

	1回につき
評議員会への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための用務	4,000円

2 理事

	1回につき
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための用務	4,000円

3 監事

	1回につき
監事監査等への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための用務	4,000円

4 役員等の住所地と会議等の用務地が、片道100キロメートル以上の場合、上記金額にそれぞれ5,000円を加算する。

5 上記金額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。